

6. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和3年6月1日現在)

			都道府県(47)				指定都市(20)				市区町村等(1744)			
			措置済み				措置済み				措置済み			
			団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合
1 パワー ハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1)職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,375	78.8%	1,110	63.6%
		(2)行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,091	62.6%	990	56.8%
		(3)相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,292	74.1%	1,072	61.5%
		(4)相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,273	73.0%	1,024	58.7%
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認すること	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,413	81.0%	983	56.4%
		(6)速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	18	90.0%	1,353	77.6%	936	53.7%
		(7)事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,343	77.0%	957	54.9%
		(8)再発防止に向けた措置を講ずること	45	95.7%	39	83.0%	20	100.0%	16	80.0%	1,232	70.6%	720	41.3%
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,172	67.2%	983	56.4%
		(10)相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,065	61.1%	924	53.0%
	公務部門における上乗せ事項	(11)自らの雇用する労働者以外の者(他の事業者が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	44	93.6%	39	83.0%	18	90.0%	15	75.0%	686	39.3%	457	26.2%
		(12)他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	37	78.7%	28	59.6%	14	70.0%	11	55.0%	633	36.3%	356	20.4%
		(13)他の行政機関の職員からパワハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	41	87.2%	18	38.3%	18	90.0%	8	40.0%	647	37.1%	316	18.1%
		(14)他の行政機関から(13)の求めがあった場合における必要な協力の実施	41	87.2%	12	25.5%	19	95.0%	4	20.0%	732	42.0%	280	16.1%
	第三者による紛争解決援助	(15)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	29	61.7%	26	55.3%	9	45.0%	7	35.0%	645	37.0%	432	24.8%
	周知・啓発の方法(16～20までは複数回答可)	(16)通知	47	100.0%			18	90.0%			1,463	83.9%		
		(17)パンフレット、ポスター	27	57.4%			11	55.0%			517	29.6%		
		(18)HP、庁内イントラネット	33	70.2%			17	85.0%			402	23.1%		
		(19)研修・講習	47	100.0%			19	95.0%			957	54.9%		
		(20)その他	4	8.5%			1	5.0%			223	12.8%		

※質問項目については、総務省「地方公共団体におけるパワーハラスメント対策の取組状況調査(令和2年6月1日)」を参考としている。

6. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和3年6月1日現在)

			都道府県(47)				指定都市(20)				市区町村等(1744)			
			措置済み				措置済み				措置済み			
			団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合
2 セクシュアル ハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1)セクハラの内容とセクハラがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,393	79.9%	1,139	65.3%
		(2)セクハラの行為者には、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,145	65.7%	1,027	58.9%
		(3)相談窓口をあらかじめ定めている	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,341	76.9%	1,112	63.8%
		(4)相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、セクシュアルハラスメントが現実 に生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、セクシュアルハラスメントに該当するか否 か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	20	100.0%	1,279	73.3%	1,007	57.7%
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認している	47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	18	90.0%	1,415	81.1%	958	54.9%
		(6)事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行って いる	47	100.0%	42	89.4%	20	100.0%	18	90.0%	1,363	78.2%	913	52.4%
		(7)事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,361	78.0%	964	55.3%
		(8)再発防止に向けた措置を講じている	45	95.7%	39	83.0%	20	100.0%	15	75.0%	1,227	70.4%	725	41.6%
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知してい る	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,194	68.5%	1,000	57.3%
		(10)相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを 行ってはならない旨を定め、周知・啓発している	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,093	62.7%	939	53.8%
公務部門における上 乗せ事項	(11)自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、退職者、フリーラ ンス等)に対する言動に関する取組	43	91.5%	38	80.9%	18	90.0%	15	75.0%	671	38.5%	481	27.6%	
	(12)他の行政機関の職員からセクハラを受けた場合における当該職員に係る任命権 者に対する調査の要請・指導等の対応を求め	40	85.1%	17	36.2%	18	90.0%	9	45.0%	663	38.0%	329	18.9%	
	(13)他の行政機関から(12)の求めがあった場合における必要な協力の実施	41	87.2%	10	21.3%	19	95.0%	4	20.0%	729	41.8%	277	15.9%	
第三者による紛争解 決援助	(14)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	27	57.4%	24	51.1%	9	45.0%	7	35.0%	647	37.1%	433	24.8%	
周知・啓発の方法(15 ~19までは複数回答可)	(15)通知	47	100.0%			18	90.0%			1,464	83.9%			
	(16)パンフレット、ポスター	26	55.3%			11	55.0%			524	30.0%			
	(17)HP、庁内イントラネット	33	70.2%			17	85.0%			416	23.9%			
	(18)研修・講習	47	100.0%			20	100.0%			954	54.7%			
	(19)その他	4	8.5%			1	5.0%			203	11.6%			

※質問項目については、総務省「令和2年度地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進に関する実態調査(令和3年3月)」を参考としている。

6. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和3年6月1日現在)

		都道府県(47)				指定都市(20)				市区町村等(1744)				
		措置済み				措置済み				措置済み				
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	
3 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容、そうしたハラスメントの発生原因、ハラスメントがあってはならない旨の方針、制度等の利用ができることを明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	46	97.9%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,296	74.3%	1,025	58.8%
		(2)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	44	93.6%	44	93.6%	20	100.0%	20	100.0%	1,059	60.7%	936	53.7%
		(3)相談窓口をあらかじめ定めている	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1,249	71.6%	1,004	57.6%
		(4)相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	20	100.0%	1,202	68.9%	922	52.9%
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認している	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	18	90.0%	1,372	78.7%	881	50.5%
		(6)事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適切に行っている	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	18	90.0%	1,318	75.6%	880	50.5%
		(7)事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適切に行っている	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	19	95.0%	1,301	74.6%	886	50.8%
		(8)再発防止に向けた措置を講じている	45	95.7%	37	78.7%	20	100.0%	15	75.0%	1,195	68.5%	690	39.6%
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1,132	64.9%	928	53.2%
		(10)相談したこと、事実喚起の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	46	97.9%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1,031	59.1%	872	50.0%
		(11)業務体制の整備など、事業主や妊娠等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	43	91.5%	38	80.9%	20	100.0%	18	90.0%	1,025	58.8%	626	35.9%
	公務部門における上乗せ事項	(12)他の行政機関の職員から妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	18	38.3%	18	90.0%	9	45.0%	649	37.2%	318	18.2%
(15)他の行政機関から(14)の求めがあった場合における必要な協力の実施		40	85.1%	11	23.4%	19	95.0%	4	20.0%	711	40.8%	274	15.7%	
第三者による紛争解決援助	(15)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	28	59.6%	25	53.2%	9	45.0%	7	35.0%	630	36.1%	414	23.7%	
周知・啓発の方法(16~20までは複数回答可)	(16)通知	46	97.9%			18	90.0%			1,421	81.5%			
	(17)パンフレット、ポスター	28	59.6%			11	55.0%			498	28.6%			
	(18)HP、庁内イントラネット	32	68.1%			17	85.0%			397	22.8%			
	(19)研修・講習	46	97.9%			19	95.0%			904	51.8%			
	(20)その他	4	8.5%			1	5.0%			191	11.0%			

※質問項目については、総務省「令和2年度地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進に関する実態調査(令和3年3月)」を参考としている。